

令和4年第8回

# 武蔵村山市教育委員会定例会

令和4年8月19日

武蔵村山市教育委員会



## 令和4年第8回武蔵村山市教育委員会定例会

1 日 時 令和4年8月19日(金)

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時01分

2 場 所 武蔵村山市役所5階 委員会室

3 出席委員 池谷光二(教育長) 大野順布  
杉原栄子 比留間雅和  
潮美和

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	諸星 裕	学校教育担当部長	東口 孝正
教育総務課長	平崎 智章	教育施設担当課長	櫻井 謙次
指導・教育センター担当課長	赤坂 弘樹	学校給食課長	長谷 慶一
防災食育センター整備担当課長	矢野 喜之	文化振興課長	西原 陽
スポーツ振興課長	鳥海 純子	図書館長	藤本 昭彦
指導主事	加藤 由裕	指導主事	石井 和成

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係 池谷正太郎  
吉野恵里加

## 議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第45号 令和4年度教育予算の補正（第4号）の申出について
- 5 議案第46号 武蔵村山市立小学校特別支援学級令和5年度使用教科用図書採択について
- 6 議案第47号 武蔵村山市立学校の給食費の額の改定について
- 7 議案第48号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について
- 8 その他

**◎開会の辞**

○池谷教育長 本日の会議に際し、1名の方から傍聴の申出があり、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので報告いたします。

また、本日の会議におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、密閉・密集・密接の状況を極力回避して進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様方には御協力をお願いいたします。

また、会議時間をできるだけ短くするように努めることも必要であると考えますので、事務局職員におきましては簡潔な説明をお願いします。

それでは、始めます。

本日の出席委員は全員でございます。

これより令和4年第8回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

---

**◎議事日程の報告**

○池谷教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認め、配布のとおり決定いたします。

---

**◎日程第1 会期の決定**

○池谷教育長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

---

**◎日程第2 前回会議録の承認**

○池谷教育長 日程第2、前回会議録の承認を議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日の会議録の署名は、杉原委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

---

### ◎日程第3 教育長報告

○池谷教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、令和4年度少年少女スポーツ大会第52回少年野球大会の開催結果についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

鳥海スポーツ振興課長、お願いします。

○鳥海スポーツ振興課長 それでは、資料1、令和4年度少年少女スポーツ大会第52回少年野球大会の開催結果について御報告いたします。

本大会は、6月26日日曜日から7月10日日曜日までの日曜日3日間、総合運動公園運動場を会場として開催をいたしました。

今年度は、一部、二部ともに決勝戦を7月10日日曜日、午前9時30分から行いました。

参加状況といたしましては、小学校6年生、5年生で構成される一部が7チーム、94人、小学校4年生以下で構成される二部が5チーム、69人、合計12チーム、163人で行いました。

成績につきましては、資料にお示しのとおりでございますが、一部の優勝が大南学園第七小学校のグレートベアーAチーム、二部の優勝が同じく大南学園第七小学校のグレートベアーj rチームという結果でございました。

開会式等は開催しませんでした。決勝戦後の表彰式は少年野球連盟からの要望がございましたので、私とスポーツ振興課担当職員が参加いたしまして、表彰のお手伝いをさせていただきました。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、2点目でございます。

令和4年度武蔵村山市少年・古希軟式野球チーム親善試合の開催についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

鳥海スポーツ振興課長、お願いします。

○鳥海スポーツ振興課長 それでは、資料2、令和4年度武蔵村山市少年・古希軟式野球チーム親善試合の開催について御報告いたします。

本事業につきましては、小学校6年生の少年野球代表チームと70歳以上の方で構成される古希野球代表チームによる親善試合を行い、野球を通じた世代間の交流、親睦を図るものがございます。

なお、例年であれば、元プロ野球選手等を講師に招いた講演会と野球教室を併せて開催しておりますが、感染症の感染拡大状況が著しいため、今年度も昨年度と同様に親善試合のみとし、講演会等は開催しないことにいたしました。

主催は武蔵村山市教育委員会、共催は武蔵村山市少年野球連盟と古希軟式野球チーム、開催日は9月11日日曜日、会場は総合運動公園運動場第3運動場でございます。

開会式につきましては、午後2時から第3運動場で行いますが、感染症の関係もございしますので、来賓の方等は招待せず、簡素化して行いたいと考えております。その後、午後2時15分から親善試合を7イニング、試合時間1時間30分で実施をする予定でございます。

閉会式につきましては、行わない予定であり、記念撮影を行うことで事業終了とさせていただきますと考えております。

教育長並びに教育委員の皆様におかれましては、例年であれば、お忙しい中開会式や講演会などへの御出席をお願いしておりますが、今年度につきましても、誠に残念ではありますが御遠慮いただくこととなりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、3点目でございます。

令和4年度武蔵村山市スポーツ都市宣言記念事業いきいきわくわくスポーツ教室の開催についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

鳥海スポーツ振興課長、お願いします。

○鳥海スポーツ振興課長 それでは、資料3、令和4年度武蔵村山市スポーツ都市宣言記念事業いきいきわくわくスポーツ教室の開催について御報告いたします。

今年度のスポーツ都市宣言記念事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に配慮いたしまして、講演会につきましては、開催しないことといたしました。

スポーツ教室につきましては、昨年度好評であった「走る、投げる」をテーマとした陸上教室を開催いたします。

主催は武蔵村山市教育委員会、開催日時は10月2日日曜日、午後0時50分から4時まで、会場は総合運動公園運動場第2運動場でございます。

講師には、昨年度同様に「走る」が御専門の中央大学陸上競技部短距離コーチの井原直樹さんと、「投げる」が御専門の2014年日本選手権円盤投げ第3位などの実績をお持ちの宮内優さんにお越しいただきます。

当日は、開会식을午後0時50分から行い、午後1時から井原さんの「足が速くなる走りかた教室」と、宮内さんの「ジャベリックボール投げ教室」に参加者を2組に分けて、各教室に交互に参加していただこうと考えております。

なお、閉会式は、陸上教室終了後に行います。

また、募集については、9月15日号市報や市ホームページ、さらには市内小・中学校、都立村山特別支援学校等へチラシの配布などにより行ってまいります。

教育長におかれましては、お忙しい中大変恐縮ではございますが、開会式等に御出席をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 4点目のその他でございますが、2点報告いたします。

1点目、弔意表明に係る要請についてでございます。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

平崎教育総務課長、お願いします。

○平崎教育総務課長 それでは、教育委員会で収受いたしました文書について御説明いたします。

令和4年8月2日付で新日本婦人の会武蔵村山支部から安倍元首相への弔意表明の強制をおこなわないでくださいという文書を収受いたしました。このことについて御報告いたします。

なお、文書につきましては、全ての委員の皆様にお配りしていることから、ここでの御説明は概要に絞らせていただきますので、御了承ください。

文書の趣旨といたしましては、学校、教職員に対し、安倍元首相への弔意の表明を強制し

ないことを求めることとなっております。

本文書につきましては、要請として受け止め、特段返答等の対応の予定はございません。

報告につきましては、以上でございます。

○池谷教育長 内容につきましては、学校給食課長から報告いたします。

長谷学校給食課長、お願いします。

○長谷学校給食課長 令和4年8月2日付で教育委員会において収受いたしました要請の文書について説明いたします。

学校給食への公的補助を強め、地場産食材はもとより有機農産物を使用して子どもたちの成長を保障してくださいという文書を収受しております。

文書そのものの写しは、委員の皆様のお手元に同じものが行っておりますので、詳細は割愛させていただきますが、主な要請事項といたしましては、1、学校給食に地元食材はもとより、有機農産物を使用し、子どもたちの健やかな成長を保障してください、1、学校給食への公的補助を強め、国に無償化を求めてください、この2点でございます。

教育委員会といたしましては、要請として受け止めて、特段返答というような対応は行わない予定となっております。

以上でございます。

○池谷教育長 教育長報告は以上でございます。

教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 議案第45号 令和4年度教育予算の補正(第4号)の申出について

○池谷教育長 日程第4、議案第45号 令和4年度教育予算の補正(第4号)の申出についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第45号の提案理由を説明させていただきます。

令和4年度教育予算について、歳入で使用料、国庫補助金、都補助金、委託金及び雑入、歳出で総務管理費、消防費、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費及び保健体育費

に補正の申出をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

諸星教育部長、お願いします。

○諸星教育部長 それでは、議案第45号 令和4年度教育予算の補正（第4号）の申出につきまして御説明いたします。

まず、1ページ及び2ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、令和4年度武蔵村山市一般会計補正予算（第4号）に係る教育予算につきまして、歳入で930万4,000円、歳出で7,044万6,000円の増額をするものでございます。

補正の主な内容につきましては、次ページ以降の補正参考資料にて説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、1ページから2ページにかけまして記載しております16款都支出金、2項都補助金、8目教育費都補助金807万8,000円の増額につきましては、主に中学校の部活動における外部指導者配置支援事業補助金でございます。

次に、3ページ、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、8目学習等供用施設費500万4,000円の増額につきましては、主に電気料金の値上げに伴い、その経費を増額するものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費112万4,000円の増額につきましては、雷塚小において人権尊重教育推進事業、また村山学園において学力格差解消推進事業に取り組むための経費を計上したものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

2項小学校費、1目学校管理費1,408万5,000円の増額につきましては、主に電気料金の値上げに伴い、その経費を増額するものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費2,489万7,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行が中止になった場合のキャンセル料及び電気料金の値上げに伴う経費を計上したものでございます。

5ページを御覧ください。

5項社会教育費、3目図書館費85万4,000円の増額につきましても、電気料金の値上げに伴う経費を計上したものでございます。

6 項保健体育費、2 目体育施設費 2,200 万円の増額につきましては、雷塚公園野球場において、打球等が場外に飛び出すのを防止するためにネットを増設するものでございます。

4 目学校給食費 223 万 6,000 円の増額につきましては、会計年度任用職員の報酬等の増額及び食器・食缶洗浄機等の修繕に係る経費を計上するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第 45 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 45 号 令和 4 年度教育予算の補正(第 4 号)の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第 5 議案第 46 号 武蔵村山市立小学校特別支援学級令和 5 年度使用教科  
用図書の採択について

○池谷教育長 日程第 5、議案第 46 号 武蔵村山市立小学校特別支援学級令和 5 年度使用教科用図書の採択についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 46 号の提案理由を説明させていただきます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条の規定により、小学校特別支援学級令和 5 年度使用教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものでござい

ます。

なお、内容につきましては、指導・教育センター担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

赤坂指導・教育センター担当課長、お願いします。

○赤坂指導・教育センター担当課長 それでは、議案第46号 武蔵村山市立小学校特別支援学級令和5年度使用教科用図書の採択について御説明いたします。

学校教育法第34条第1項に、「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」と定められています。

このことに関しまして、特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、同法附則第9条において、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができると定められております。

これを踏まえ、資料1（別冊）教科書採択資料作成委員会報告書小学校特別支援学級編に示されております図書が採択の対象となる教科用図書となります。

別紙、武蔵村山市立小学校特別支援学級令和5年度使用教科用図書は、この報告書を一覧にしたものでございます。

それでは、この別紙につきまして御説明いたします。

まず、生活は6社から9冊、国語は2社から5冊、書写は4社から6冊、算数は3社から4冊でございます。

特別支援学級におきましては、児童一人一人の障害の実態等に対応する必要があることから、教科ごとに通常の学級で使用される文部科学省検定済み教科書を同様に使用する児童や、文部科学省著作教科書を使用する児童、そして本報告書に示されている図書を教科書として使用する児童など、個々に使用することになる教科書が異なることを踏まえ、同委員会が十分に精査し、検討した上で本報告書が作成されております。

委員の皆様には、御意見等がございましたら御協議いただき、御採択くださいますようお願いいたします。

また、中学校の特別支援学級教科用図書につきましては、令和5年度は該当する生徒の実態から、全生徒が全ての教科において通常の学級で使用される文部科学省検定済み教科書を使用し、適宜補助教材を活用して指導することが望ましいと同採択委員会が協議、判断をしたため、教科書採択資料作成委員会報告書をもって報告する該当図書はないとのことござ

います。

特別支援学級在籍の児童・生徒につきましては、一人一人の実態に応じて採択を経た文部科学省検定済み教科書、若しくは文部科学省著作教科書、また本日これから御採択いただくいわゆる一般図書のいずれかを教科書として教科ごとに1冊ずつ無償で配布をし、使用することとなりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 報告書を拝見しましたところ、先生方が子供たちのためによく調査されて選んでくださっているという感想を持ちました。子供たちは一人一人個性も好奇心も課題も違います。けれども、具体的な内容で関心を高めて、幅広く楽しく学べるような配慮をしてくださっていると思いました。本当にありがたいと思いました。

以上です。

○池谷教育長 ありがとうございます。

その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第46号 武蔵村山市立小学校特別支援学級令和5年度使用教科用図書の採択についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第6 議案第47号 武蔵村山市立学校の給食費の額の改定について

○池谷教育長 日程第6、議案第47号 武蔵村山市立学校の給食費の額の改定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第47号の提案理由を説明させていただきます。

物価高騰に対応するため、武蔵村山市立学校の給食費の額を改定する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校給食課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

長谷学校給食課長、お願いします。

○長谷学校給食課長 それでは、議案第47号 武蔵村山市立学校の給食費の額の改定についてを御説明申し上げます。

この議案は、前回、第7回教育委員会定例会におきまして、協議事項として皆様に協議をいただいた内容のものでございます。今回につきましては、その改定について御決定をいただくという趣旨でお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

大野職務代理者、よろしくお願いします。

○大野職務代理者 給食費の改定につきましては、先月の定例会で協議をし、その折に私の意見も申し上げたところですが、改めて述べさせていただきます。

今回の値上げですが、毎日のように物価高騰のニュースが流れる中では、やむを得ないものと受け止めております。また、今年度中は、国の交付金を使って保護者負担が増えないようにし、実際に保護者の負担増を求めるのは来年4月からとする配慮もでございます。値上げは誰しも避けたいところではございますけれども、子供たちにしっかりと給食を提供するためには、やむを得ないものと考えております。

以上です。

○池谷教育長 ありがとうございます。

その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 47 号 武蔵村山市立学校の給食費の額の改定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ありがとうございました。

---

**◎日程第 7 議案第 48 号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正  
する規則について**

○池谷教育長 日程第 7、議案第 48 号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 48 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立学校の給食費の額の改定に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校給食課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

長谷学校給食課長、お願いします。

○長谷学校給食課長 それでは、議案第 48 号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

この議案は、武蔵村山市立学校の給食費を改定するに当たり、規定を整備するものでございます。

それでは、内容につきましては、議案と一緒に付いております別紙の後にある新旧対照表を御覧いただければと思います。こちらのほうで簡略に説明させていただきます。

左側が改正案、右側が現行の状態でございます。

第6条につきましては、月額給食費を改定するものでございまして、金額のみ改定させていただきます。

続きまして、第9条、こちらにつきましては、1食当たりの平均的な単価を定めた項目でございまして、こちらにつきましても議決いただきました内容の金額ということで改定をさせていただきます。

また、附則の中におきまして、この規定の改正が10月分の給食から反映するというのと、保護者分につきましては、今年度中は負担額が変わらないようにするというような規定を整備した附則内容となっております。

説明につきましては、以上です。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第48号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

## ◎日程第8 その他

○池谷教育長 日程第8、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 これをもって、その他を終わります。

---

◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和4年第8回教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時01分閉会